（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部改正）

第五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に、「特定個人情報保護委員会が」を「個人情報保護委員会が」に改める。

第四条から第六条まで及び附則第二条中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

附　則

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

告　示

○特定個人情報保護委員会告示第四号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十二月二十二日　特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

第1の1及び様式4中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

○金融庁告示第八十二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十二日　金融庁長官　森　信親

一　銀行代理業者名　鶴田カツノ
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県天草市新和町大宮地四千五百四十番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

二　銀行代理業者名　末吉タキ子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県指宿市西方六百四十三番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

三　銀行代理業者名　本田　千文
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県玖珠郡玖珠町大字古後千六百八十番地の二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

四　銀行代理業者名　柴﨑順二郎
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県大分市大字木上四百四番地の一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月一日

五　銀行代理業者名　上田中良子
主たる営業所又は事務所の所在地　大阪府河内長野市鳩原七百八番地の一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年七月一日

六　銀行代理業者名　小林　璋子
主たる営業所又は事務所の所在地　大阪府和泉市坪井町十番地の四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年七月一日

七　銀行代理業者名　中島　章
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県木曽郡上松町大字上松千七百六十九番地七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月三十日

八　銀行代理業者名　石川アサ子
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県南秋田郡五城目町馬場目字杉沢四十九番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年七月一日

九　許可番号　中国財務局長（銀代）第二十五号
銀行代理業者名　齋藤　康博
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県益田市須子町二十番四十号
許可年月日　平成二十一年二月十八日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年五月三十一日

十　銀行代理業者名　岡本由貴美
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県福山市鞆町後地千七百二番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月三十日

十一　銀行代理業者名　加藤　幸子
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県庄原市西城町平子二百二十六番地五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年六月三十日

十二　銀行代理業者名　武田　勝秀
主たる営業所又は事務所の所在地　奈良県北葛城郡広陵町大字古寺五百九十八番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年八月三日

十三　銀行代理業者名　森　佳子
主たる営業所又は事務所の所在地　奈良県高市郡明日香村大字飛鳥六百三十七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年八月三日